

品川区障害者就労支援事業実施要綱

制定	平成7年3月7日	区長決定	要綱 第50号
改正	平成11年4月1日		
改正	平成12年4月1日		
改正	平成15年4月1日		
改正	平成17年3月31日		要綱 第49号
改正	平成21年3月25日	部長決定	要綱第294号
改正	平成24年5月31日	部長決定	要綱第176号
改正	平成27年3月31日	部長決定	要綱第349号
改正	平成28年3月17日	部長決定	要綱第160号
改正	平成31年4月1日	区長決定	要綱第284号
改正	令和6年3月29日	区長決定	要綱第101号

(目的)

第1条 品川区障害者就労支援事業（以下単に「事業」という。）は、障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供することにより、障害者の一般就労を促進し、もって障害者の自立と社会参加の一層の促進に資することを目的とする。

(事業の実施)

第2条 事業の実施主体は区とする。

(事業の対象者)

第3条 事業の利用対象者は、区内に在住する一般就労を希望する障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等の福祉的就労に就いている障害者等および企業・事業所等に在職している障害者等などとする。

(利用者登録)

第4条 事業を利用しようとする者は、利用者登録を受けなければならない。

2 利用者登録は、事業の利用対象者およびその家族等の申込みに基づき、様式により行うものとする。

(事業の内容)

第5条 区長は、利用者の求めと必要に応じて、次の各号に定める事業を実施する。

(1) 就労面の支援

- ア 職業相談（利用者およびその家族（以下「利用者等」という。）または事業主等からの就労全般に関する相談に応じることをいう。）
- イ 就労準備支援（利用者の適性・力量を把握し、就労意欲や職業能力を高めるなど、就労に向けた支援を行うことをいう。）
- ウ 職場開拓（公共職業安定所への同行や独自の職場開拓等により、利用者の求職活動を支援することをいう。）
- エ 職場実習支援（職場実習に際して、通勤援助、実習先での職務分析および実習援助のほか、事業主等に利用者に対する理解を求め、職場環境の調整を行う等の支援を行うことをいう。）
- オ 職場定着支援（就職時の労働契約の締結に当たっての支援をはじめ、利用者が安心して働き続けられるよう、一定期間、職場内で様々な支援を行うほか、職場でのトラブルを未然に予防し、解決するために、定期的にまたは随時、訪問して、利用者、その家族または事業主等に対し必要な助言や調整などを行うことをいう。）
- カ 離職時の調整および離職後の支援（離職時に事業主との調整および諸手続のほか、離職後の生活設計等の相談に応じて、利用者の状況や希望に沿った支援を行うことをいう。）

(2) 生活面の支援

- ア 日常生活の支援（出勤準備、通勤、就業、休憩、食事等、利用者の日常生活のリズムの調整を図るとともに、利用者の健康管理や金銭管理等に関して、相談・助言を行うことをいう。）
- イ 安心して職業生活を続けられるための支援（就職前および就職後の利用者の不安や悩みを解消するためのカウンセリング、家族や職場の同僚との対人関係に関わる相談・調整のほか、単身生活を希望する者に対して、住まいの確保、年金等の申請、福祉サービス等の利用援助等の具体的な支援を行うことをいう。）
- ウ 豊かな社会生活を築くための支援（利用者の就業後の時間帯や休日等の過ごし方や金銭の使い方への助言を行うとともに、買い物、娯楽、趣味、スポーツ、文化、旅行、地域交流等の多様な活動への利用者の参加を支援するほか、本人活動などの育成・支援を図ることをいう。）
- エ 将来設計や本人の自己決定支援（利用者が働きながら自立生活を目指したり、結婚、出産、育児等の将来設計を行う場合に相談に応じ、具体的な選択肢とともに、選択に当たり本人がなすべき準備や選択した結果に対する責任の取り方などについて説明した上で、利用者の自己選択・自己決定を支援することをいう。）

(3) 週20時間未満の超短時間の働き方（以下「超短時間雇用」という。）の促進

ア 企業・事業所等への超短時間雇用に係る普及啓発、職場開拓および導入支援等

イ 利用者が超短時間雇用で働くための第1号に規定する就労面の支援

ウ 利用者が超短時間雇用で働くための第2号に規定する生活面の支援

2 区長は、利用者等のプライバシーが守られる相談室を確保するとともに、利用対象者等に分かりやすい支援拠点を設置し、区民に対して事業内容について周知するものとする。

3 区長は、利用者の支援の経過等について整理し、保管するものとする。
（利用者負担）

第6条 事業の利用料は、無料とする。ただし、事業の実施に伴う実費負担については、この限りでない。

（職員配置等）

第7条 区長は、この事業を効果的かつ効率的に運営するため、社会福祉に理解と熱意があり、就労支援および生活支援に関し相当の知識と経験を持ち、かつ前条に規定する事業内容を効果的に実施する資質を持った次のコーディネーターを配置し、相互に連携して利用者等の支援に従事するものとする。

(1) 就労支援コーディネーター

主として第5条第1項1号の事業を担当し、1名以上は常勤とする。

(2) 生活支援コーディネーター

主として第5条第1項第2号の事業を担当し、1名以上は常勤とする。

(3) 超短時間雇用促進コーディネーター

主として第5条第1項第3号の事業を担当し、1名以上は常勤とする。

（情報の管理と保護）

第8条 前条各号に規定するコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）は、利用者等のプライバシーの尊重に十分に配慮するとともに、支援業務を遂行する過程で知り得た情報については、関係者および関係機関との信頼関係を失うことのないよう、常に慎重を期して取り扱わなくてはならない。

2 コーディネーターは、利用者本人、関係者および関係機関から収集した情報を踏まえ、利用者等の合意を得ながら、個別支援計画を作成するものとする。

3 コーディネーターは、利用者等への支援を行った場合は、具体的な支援内容や利用者等の状況などについて記録し、保管するものとする。

（自己啓発）

第9条 コーディネーターは、この事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各

種の研修会や他の職種の者との交流など、あらゆる機会をとらえて支援技術の向上を図るための自己研さんに努めるものとする。

(事業の委託)

第10条 区長は、この事業の全部または一部を適切な事業運営ができると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

(関係機関との連携)

第11条 区長は、事業が効果的かつ円滑に行われるよう、区内外の福祉、保健、労働、教育等を所管する行政機関および地域における関係各機関と相互に情報交換を図るなど、地域における障害者就労支援のネットワークの整備に努めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱の適用について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

様式（第 4 条関係）

年 月 日

就労支援事業利用登録書

品川区長 あて

次のとおり、就労支援事業の利用の登録をします。

氏名	
生年月日	
住所	
電話番号	
障害状況	
支援内容	